

# 準教師制度について

日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団  
準教師認可委員会

2022年の教団総会で、準教師制度を新しく設けることになり、教会に準教師を置くことができるようになりました。これは、信徒が教団に認可された準教師として奉仕することができるものです。

## 1 準教師制度とは

- (1) 信徒が、伝道、信仰教育、説教、牧会の奉仕を行う可能性を広げるものです。
- (2) 所属教会の主管者並びに担任教師の指導、監督のもとで奉仕することができます。
- (3) 準教師の具体的な奉仕については、主管者並びに担任教師が判断します。
- (4) 準教師となるためのプロセス。

準教師施行細則に定めた認可資格を満たし、所属教会の役員会の議を経て、主管者の推薦を受けた信徒を、教団の準教師認可委員会が審査したうえで、教団（理事長）が準教師として認可するものです。

- (5) 準教師として認められる期間は1年です。再任もあります。
- (6) 準教師は、教会が必要性を自主的に判断して教団に申請するものであり、教団が教会に準教師を派遣することはありません。
- (7) 準教師制度は、準教師ではない信徒が教会・教区・教団で奉仕することを禁じたり、制限したりするものではありません。
- (8) 準教師は教団の教師名簿に登録された教師ではありません。
- (9) 信徒が教職になるための制度ではありません。教職になるためには教師検定制度があります。準教師として奉仕するなかで、教職への召しが与えられる方が起こされることも期待しています。

## 2 準教師制度の目的

- (1) さらに宣教を進めていくために信徒が奉仕をする機会を広げるものです。準教師として仕える自覚と働きに対する健全な自覚を持つことができ、また成長の動機付けにもなることを願っています。
- (2) 信徒にゆだねられている賜物がさらに用いられるようになります。
- (3) 信徒が、献身の思いと責任をもって、ますます力強く奉仕することで、ひとつひとつ教会が建て上げられていくことです。
- (4) 教区や教団において、信徒が説教、奨励、教育などで奉仕する可能性を広げます。
- (5) 担任教師が派遣されていない教会を含め、所属教会以外の教会を支援する可能性を広げます。

### 3 教職と準教師の違いについて

#### (1) 準教師ができること

- ①所属教会の主管者並びに担任教師の指導と監督のもとで、伝道、信仰教育、説教、牧会を行うことができます。所属教会、他教会、教区、教団で奉仕できます。
- ②所属教会の主管者並びに担任教師の指導と監督のもと、担任教師が派遣されていない教会で奉仕することができます。
- ③所属教会の主管者の申請と教区の承認のもと、教区会に陪席できます。
- ④所属教会の主管者の申請と教区の承認のもと、教区主催の教職向け研修会に陪席できます。
- ⑤所属教会の主管者の申請と教団の承認のもと、教団教職研修会など教職対象の研修に陪席できます。

#### (2) 準教師にはできないこと

洗礼式や聖餐式の執行、結婚式や葬式やその他の儀式の司式

#### (3) 準教師が対象とならない義務と権利

準教師は、教団への教職献金をささげる義務はありません。また、教職厚生負担金を納入する義務はありません（教師の配偶者でこの教団の信徒にはその義務があります）。

準教師は、教団老齢年金や厚生部の福利厚生の対象とはなりません（教師の配偶者でこの教団の信徒は対象となります）。

### 4 教会と準教師の関係

- (1) 準教師は、所属教会がその必要性を自主的に判断したうえで、所属教会の役員会の議を経て、主管者の推薦があって、教団（理事長）が認可するものです。まずは所属教会の判断が重要です。
- (2) 準教師の認可取り消しについて。所属教会の役員会の議を経て、所属教会の主管者の申請があって、教団（理事長）が取り消すことができます。
- (3) 準教師は、所属教会の主管者並びに担任教師の監督のもと、その指導に従い、心を一つにして、ともに教会を建て上げていくために仕えます。
- (4) 準教師に謝儀を支払うかどうかは、所属教会の判断によります。
- (5) 準教師をどのように呼ぶか（例えば「先生」と呼ぶのか）は所属教会の判断になります。

## 5 教区と準教師の関係

- (1) 所属教会の主管者並びに担任教師の指導と監督のもとで、伝道、信仰教育、説教、牧会を行うことができます。教区でも奉仕できます。
- (2) 所属教会の主管者並びに担任教師の指導と監督のもと、担任教師が派遣されていない教会で奉仕することができます。
- (3) 所属教会の主管者の申請と教区の承認のもと、教区会に陪席できます。交通費は各教区での取り決めに従います。
- (4) 所属教会の主管者の申請と教区の承認のもと、教区主催の教職向け研修会に陪席できます。交通費や参加費は各教区での取り決めに従います。

## 6 教団と準教師の関係

- (1) 教団（理事長）が認可することによって信徒は準教師と認められます。
- (2) 準教師は信徒であるので、教団に教職として加入することはありません。
- (3) 準教師は信徒であるので、教団が準教師を教会に派遣することはありません。
- (4) 所属教会の主管者並びに担任教師の指導と監督のもと、伝道、信仰教育、説教、牧会を行うことができます。教団でも奉仕できます。
- (5) 準教師は教団の教師ではないので、教師倫理規程を適用することはありません。問題が生じたときには、教会に所属する信徒として、主管者並びに担任教師が指導、牧会します。場合によっては教団が協力して問題解決にあたることもあります。
- (6) 準教師は信徒であるので、準教師制度は教団の教職制度とは別個のものです。
- (7) 所属教会の主管者の申請と教団の承認のもと、教団教職研修会など教職対象の研修に陪席できます。但し交通費支給など参加にあたっての教団からの補助はありません。

## 7 準教師として認可されるには

- ①本人が準教師となることを希望する。  
あるいは主管者並びに担任教師が特定の信徒が準教師になることを希望する。  
↓
- ②当該の信徒が所属教会の主管者並びに担任教師に相談する。  
あるいは主管者並びに担任教師が当該の信徒に相談する。  
↓
- ③教会が「準教師認可要項」取り寄せる。  
認可申請資格があるか、所定の学びを終えているか確認。  
この段階で所定の学びの受講を終える。  
必要書類を確認する。

- ↓
- ④所属教会の役員会が承認する。
- ↓
- ⑤所属教会の主管者の推薦を得る。
- ↓
- ⑥教会が教団に必要書類を提出する。
- ↓
- ⑦認可委員会の審査（書類審査と面接）
- ↓
- ⑧教団理事長の認可を受け、準教師となる

## 8 準教師の再任と認可取り消し

- (1) 準教師の期間は1年です。更新する場合は毎年、再任のために認可委員会に申請し、審査を受けて認可されます。
- (2) 準教師は認可後1年以内でも、所属教会の役員会の議を経て、主管者が申請し、理事長が承認し、準教師の認可を取り消されることがあります。

## 9 準教師認可手続きの流れと日程

2月末頃	準教師の公告 教団弘報で告知後、教職専用サイトで申請書類配布開始
7月末頃	申請締切日、郵便またはメール共通で教団事務所に必着
8月	申請受理後の所属教会及び準教師志望者へ連絡
9月中旬	準教師志望者のオンライン面接
10月末	準教師の更新申請
12月	理事会へ準教師認可委員会からの審査結果が届く。 教団理事長が準教師を認可する。 認可完了後、教団より所属教会に合否を通知する。
新年度1月1日	準教師としての奉仕開始（～同年12月31日）

お問い合わせ、申込がありましたら準教師認可委員会までご遠慮なくどうぞ。

[junkyoshi\\_ninka@ag-j.or.jp](mailto:junkyoshi_ninka@ag-j.or.jp)

以上  
(2026年1月)